

夢を実現する第一歩のために

2024年12月号

ミツヒロニュース



12月です。今年も税制改正大綱が発表される時期になりました。来年の改正がどうなるかまだ分かりませんが、今までのよう自民・公明両党が中心となって検討していくのではなく、野党の意見を取り入れていかないといけない状況になったのではないでしょうか。先日、会計検査院から未上場株式の評価について検討すべきとの意見が出されました。将来評価が上がる可能性がありますので、ぜひ今年のうちに贈与等をご検討ください。

光廣 昌史



今月のトピックス

- ◇企業版ふるさと納税の活用
- ◇プロパー融資のメリットについて
- ◇2024年中に生まれた子の定額減税の処理に注意！
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
「今年も ありがとうございました。」

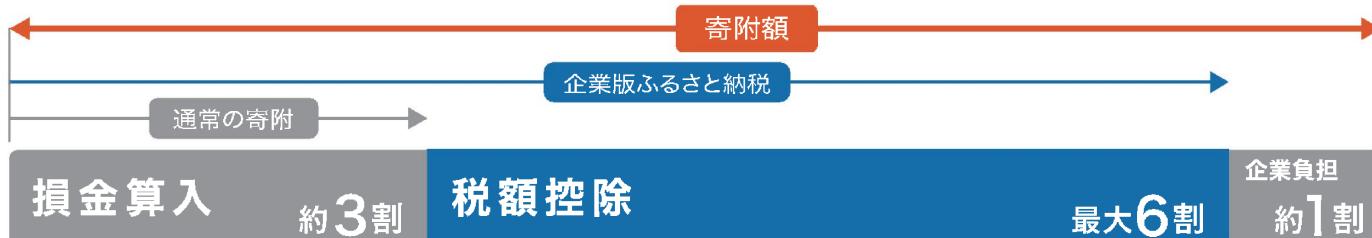


企業版ふるさと納税の活用

1. 企業版ふるさと納税とは

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年度税制改正において、税額控除の割合が拡充されました。最大で寄附額の約9割が軽減されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

(次頁へつづく)

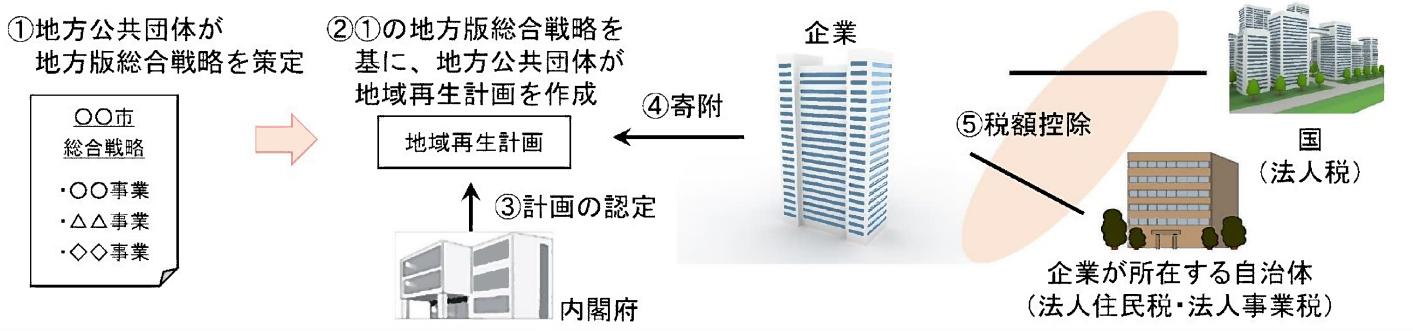
ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 制度活用における留意事項

- (1) 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- (2) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例: × 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 寄附を行うことを入札参加要件とする。
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。
- (3) 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
例: A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- (4) 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - ①地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ②地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

3. 活用の流れ



4. 企業寄附の手続き

例えば、企業側が寄附を行うにあたっては、このような手続きが考えられます。

- ① 寄附の方針を検討し、寄附先の候補となる地方公共団体を選定
- ② 社内提案資料等の作成（メリット、寄附先の選定基準等）、社内調整
- ③ 地方公共団体との調整（寄附手続き、寄附活用事業等について）
- ④ プロモーションに向けた調整（例：寄附贈呈式、報道発表等）
- ⑤ 税務処理の手続き

※上記はあくまでも一例であり、企業側から寄附先の地方公共団体を募集する場合や、企業が寄附活用事業の立案段階から参画する場合もあります。

5. 企業版ふるさと納税を活用するメリット

企業の皆様からの声

社会貢献

SDGsやESGに
寄与した

創業地や縁のある
地へ恩返しができた

被災地の復興に
貢献できた

事業展開

企業のPRに
つながった

地方公共団体等との
新たなパートナー
シップを構築できた

プロジェクトの参加
で社員の新たな経験
になった



プロパー融資のメリットについて

【はじめに】

約3年に及んだコロナ禍を経て、コロナ関連の信用保証制度や制度融資（いわゆるマル保融資）が相次いで打ち出され、各金融機関は依然としてマル保融資を受けるように提案をしていることが大半だと聞きます。その理由は先が見えないことから保全の効いた融資で対応した方が安全だからです。そうした中で今回は、信用保証協会を通さず、直接事業者と銀行が契約を交わして借入するプロパー融資について解説します。

【プロパー融資とは】

プロパー融資とは、信用保証協会を通さずに銀行が行う融資のことをいいます。直接事業者と契約を交わすことになるので銀行が100%の責任を持って融資をすることとなります。その為、銀行も保証協会付でなくなることから、審査が厳しくなり保全を図る為に不動産などに根抵当権等の担保を付け、担保価値の範囲内で貸付・返済を隨時行うケースもあります。

【プロパー融資を利用するメリット】

① 保証料がかからない

信用保証協会付融資では、万が一、債務者が返済不能になった時には融資金額を保証協会が銀行に支払い（立て替え払い）ます。したがって、融資を受ける側は信用保証協会に、保証を利用する対価として所定の信用保証料を支払う必要がありますがプロパー融資には保証料は発生しません。

② 融資限度額がない

信用保証協会付融資には、保証の限度額があります。

無担保の場合には8,000万円、担保を含めれば2億8,000万円です。

一方、プロパー融資の場合には、このような限度額はありません。

③ 金融機関が経営評価をしてくれる

“決算書は社長の通信簿”と言われますが、経営の結果は決算書に数字の形で表れてきます。金融機関は毎期決算書を確認し、各企業の格付けをするわけですが、プロパー融資の場合、融資金が回収できなければすべて金融機関の損失となる為、プロパー融資を受けられているということは安全性の高い、倒産しにくい会社であると金融機関から高い評価をされていることになります。逆にプロパー融資を受けられていたのに今回は信用保証協会を付けさせて欲しいと金融機関から依頼をされた場合は、安全性が低くなっていると金融機関から評価されている経営のアラート機能もあります。

【プロパー融資の打診】

まだプロパー融資の利用が無い場合においては是非とも金融機関担当者に融資申込の際にプロパー融資を打診してみて下さい。金融機関側からプロパー融資を提案されるということは、よほど良い決算内容でなければほぼありませんし、お客様側から申し出があって初めて検討する場合が多いです。最初は比較的短期間での融資対応が各金融機関としては取組みやすいです。まずはプロパー融資の実績作りという意味でチャレンジしてみてください。

【まとめ】

保証協会付き融資は、創業時や経営が不安定な時、金融機関との取引のきっかけ等、利用するタイミングによっては経営の助けになってくれますが、金融機関としてはお客様から預かった預金を融資に回す立場上、リスクは取りづらい立場にあります。今回はプロパー融資のメリットについて解説させていただきましたが、慣行的に保証協会を利用している場合には是非プロパー融資にもチャレンジしてみましょう！

2024 年中に生まれた子の定額減税の処理に注意 !

2024 年 6 月から定額減税により、2024 年分の所得税 3 万円と 2024 年度分の個人住民税 1 万円の合計 4 万円が 1 人当たり減税となり、夫婦と子供 1 人の 3 人世帯であれば合計 12 万円が減税されます。

所得税の定額減税の対象となる扶養親族は、2024 年 12 月 31 日時点において、納税者と生計を一にしている親族であることや、2024 年分の合計所得金額が 48 万円以下であることが要件となっていますので、16 歳未満の扶養親族も含まれ、2024 年中に生まれた子供も所得税の定額減税の対象となります。

上記の場合、令和 6 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書または令和 6 年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書を会社に提出することにより、2024 年 6 月から始まっている定額減税の対象となります。2024 年 6 月 1 日以降の最初の給与または賞与の支給日の後に子供が生まれた場合は取扱いが異なりますので、ご注意ください。

具体的には、月次減税額の増額は行われず、2024 年分の年末調整または確定申告により精算されます。

また、2024 年度分の個人住民税に係る扶養親族の判定は、2023 年 12 月 31 日の現況によります。

そのため、2024 年中に生まれた子供については、前年 2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の所得に基づいて個人住民税の税額計算が行われることから、2024 年度個人住民税の扶養親族に該当しないため、定額減税の対象にはなりません。

したがって、2024 年中に生まれた子供については、所得税は定額減税の対象となります。2024 年度個人住民税の扶養親族に該当しないため、個人住民税は所得税と違って定額減税の対象外となります。

個人住民税が特別徴収の場合、各自治体から会社宛てに特別徴収税額通知書が届くことから、会社の給与計算担当者は、特別徴収税額通知書に記載されている税額を給与からそのまま控除しますので、比較的事務負担は少ないですが、所得税は 2024 年中に扶養親族が増える場合には、会社で税額計算（年末調整）を行わなければなりませんので、該当する方はご注意ください。

（注意）

上記の記載内容は、令和 6 年 8 月 5 日現在の情報に基づいて記載しています。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



参考文献： ■内閣府地方創生推進事務局 HP ■経営革新支援機関 ■ゆりかご俱楽部

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を

下記の通りとさせて頂きます。

ご了承の程、よろしくお願ひいたします。

休業期間：12月28日(土)～1月5日(日)

尚、6日(月)より平常通り業務を行います。



あとがき 今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙での情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報を届けする所存ですので、今後とも宜しくお願ひいたします。新しく迎える年が、素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

（総合企画部）



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

